

第 80 回全国レクリエーション大会 2026 くもと ご宿泊のご案内

1 大会のご案内

【期 日】 令和8年11月21日（土）～23日（月）

【開催地】 熊本県熊本市・八代市・合志市・菊陽町・和水町・南阿蘇村

【会 場】 熊本県民総合運動公園（熊本市）水前寺陸上競技場（熊本市）

パークテーム熊本（熊本市）熊本県立総合体育館（熊本市）

八代市総合体育館（八代市）合志市総合体育館（合志市）

菊陽町立総合体育館（菊陽町）和水町「多目的広場」（和水町）

一心行パークゴルフ場（南阿蘇村）

2 宿泊のご案内【募集型企画旅行契約の部となります】※最少催行人員 1 名

各種目参加者用の宿泊プランをご用意いたしました。ご希望の方は一覧の宿泊施設より選択してください。

【宿泊設定】 令和8年11月20日（金）～23日（火）4日間

※宿泊設定期間内で必要な泊数を選択してください。

【食事条件】 1泊朝食付

※旅行代金には宿泊費、記載された食事代及び消費税等諸税を含みます。

なお、飲料代、昼食代、交通費、駐車場代及び洗濯代（クリーニング代を含む）等、個人的性質の諸費用は旅行代金に含まれておりません。

※申込順とさせていただきます、ご希望の宿泊施設が満室の場合は、他の宿泊施設を選択してください。

※禁煙・喫煙ルームは数に限りがありご希望に添えない場合がございます。

禁煙ルームがご用意出来ない場合は、消臭対応となりますことを予めご了承ください。

※感染症対策に基づいたサービス・食事提供内容の変更の可能性がございます。

※オ・カのホテルについては、朝食は無料朝食サービスとなります。

【宿泊施設一覧】

地図記号	宿泊施設名	客室タイプ(ご利用条件)	旅行代金(税込) (大人お一人様)				申込記号
			11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	
ア	アークホテル熊本城前	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥19,000	¥19,000	¥19,000	¥19,000	ア-S
イ	&コンフィホテル熊本城ビュー	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥17,000	¥17,000	¥17,000	¥17,000	イ-S
ウ	熊本グリーンホテル	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥11,600	¥11,600	¥11,600	¥11,600	ウ-S
エ	相鉄フレッサイン熊本	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥17,200	¥22,200	¥22,200	¥17,200	エ-S
オ	東横INN熊本新市街 ※無料朝食付	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥13,000	¥13,000	¥13,000	¥13,000	オ-S
カ	東横INN熊本城通町筋 ※無料朝食付	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥9,700	¥11,700	¥9,700	¥9,700	カ-S
キ	ホテルクラウンヒルズ熊本	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥17,700	¥17,700	¥17,700	¥17,700	キ-S
ク	ワシントンR&Bホテル熊本下通	シングルルーム 1名利用 朝食付	¥11,500	¥12,500	¥11,500	¥11,500	ク-S

3 お申し込み手続きのご案内

「お申し込みについて」

- 「FAX」あるいは「宿泊申込専用サイト」よりお申し込みください。
- 参加申込専用サイトでお申し込みの場合は、宿泊変更・取消の操作をサイト上で行うことができます。
- 操作方法については各画面にてご案内しております。
登録・予約された際には、「お申し込み連絡担当者情報入力」入力画面で登録したメールアドレスに確認メールが送られます。再度ログインした際には「お申し込み内容」にて現在の予約状況を確認できます。

◆ 申込締切期限：令和8年9月25日（金） ◆

「費用について」

- 原則としてお振り込み後及び宿泊当日の無連絡取消の場合、旅行代金は返金いたしません。
- 費用（旅行代金）のお支払いにつきましては、銀行振込となります。
FAXにて返信いたしました予約確認書あるいは宿泊申込専用サイト内の「お支払い」の内容をご確認いただき、お申し込み後1週間以内に指定口座へお支払いをお願いいたします。振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

4 変更・取消について

- 申し込み締切日までの「変更・取消・追加」につきましては、FAXあるいは宿泊申込専用サイトにて操作が可能です。
- 申し込み締切後の「変更・取消・追加」につきましては、E-Mail (kenichi.konishi@mwt.co.jp)にて変更内容をご連絡ください。
- トラブル防止のため電話での変更、取消はお受けできかねますので、何卒ご協力をお願いいたします。
- 変更・取消の場合、取消日（旅行契約の解除期日）により、取消料が発生いたしますので、ご注意ください。
※取消日とは、お客様が弊社の営業日・営業時間内に弊社へご連絡いただいた日となります。

5 個人情報の取り扱い

名鉄観光サービス株式会社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊期間等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させて頂くほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、大会主催者事務局に提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は使用いたしません。弊社の個人情報の取扱に関する方針については、弊社の店頭またはホームページにてご確認ください。

名鉄観光サービスホームページ (<https://www.mwt.co.jp/>) ⇒ ご利用案内（TOPページ最下部） ⇒
⇒ 運営、約款、条件書等について ⇒ 『個人情報保護方針、個人情報保護の対応について』

6 旅程管理業務を行う者の同行

※添乗員は同行いたしません。

7 ご旅行条件の要約

※この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。
 ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申し込みください。
 ※ご旅行中の手続きは、お客様自身でお願いします。

この旅行は、名鉄観光サービス㈱（以下「当社」といいます）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

●申込の方法と契約の時期

- (1) 旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みください。当社が契約の締結を承諾し、申込金・旅行代金を受理した時に契約が成立します。電話、郵便、FAX、インターネット等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続をお願いします。
- (2) 申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。
- (3) 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●申込金・旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金全額お支払いの場合は弊社が指定する期日までにお支払い下さい。
- (2) 申込金と残金を分けてお支払いの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。
 30,000 円未満……………5,000 円以上旅行代金まで
 30,000 円以上 60,000 円未満……………10,000 円以上旅行代金まで
 60,000 円以上……………20,000 円以上旅行代金まで
- (3) 残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで）にお支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●取消料

- (1) お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

【宿泊の部】※弊社営業時間内にお申し出ください。営業時間外のお申し出は翌営業日扱いとなります。

解除期日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証

当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行の部第29条別表左欄）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更償金をお支払いいたします。

●基準日

この旅行条件は令和8年6月15日を基準としています。また、旅行代金は令和8年6月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。

お問い合わせ・お申し込み先

名鉄観光サービス株式会社熊本支店

観光庁長官登録旅行業第55号

（一社）日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会会員

〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビルディング7階

TEL：096-354-4351 FAX：096-354-4359

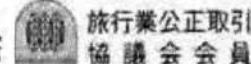
営業時間 09:30～12:00、13:00～17:00（土・日・祝祭日休業）

総合旅行業務取扱管理者：小西 賢一

担当：小西 / 土井

E-Mail：kenichi.konishi@mwmt.co.jp

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。



承認コード

九宮本 202606-340

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第55号
名鉄観光サービス株式会社

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号、以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書にのほかにパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行契約を希望の方は、当社にご確認ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを行います。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で旅行契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続をおこないます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様が旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約により旅行契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(オ) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

- (7) 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
- (8) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来生ずるべき債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定旅客を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた諸箇手を手がすることができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は治療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復讐の有無、復讐される場合は復讐の予定日時等の連絡が必要となります。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に際して負荷の過剰な行動若しくは暴力を用いた行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び送迎等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日よりお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の都を算出する際の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。

(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(イ)「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)

(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
(イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ウ) 宿泊代金及び税・サービス料
(エ) 食事代金及び税・サービス料
(オ) 団体行動中の心付け
(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ) その他パンフレット等で含まれる明示したものの
- (2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を明示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴うサービス料
(エ) 傷害・疾病に関する医療費等
(オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを集めて実施する小旅行等の代金
(カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレットに記載した追加代金
(キ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、騒乱、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額に旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より前日までに改訂した15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (エ) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に基づき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承認を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承認し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でご確認ください。

解除期日	取消料（おひとり）
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様の都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (イ) お客様が病状必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (エ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少乗客人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
- (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (ア) お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
- (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、遅延又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の帰路、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する職務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発（集合）してから、当該解散場所に着席（解散）するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、それが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞留在の短縮

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を受けたときは、約款の別添「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一種又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超超動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別添「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が電報及び復讐の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復讐の予定なく離脱したときは、電報のときから復讐までの間又はその離脱したときから復讐は募集型企画旅行参加中とはいたしません。

第80回全国レクリエーション大会2026くまもと

申込締切日: 2026年9月25日(金)

宿泊申込書 (FAX専用)

申込日	
内容	新規・変更

お申込みに関しては、太枠部分のご記入をお願いいたします。

空き状況によりご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。なお、ご記入いただきました個人情報は管理には弊社個人情報保護方針に基づき、適切な体制で臨んでおります。

【代表者・送付先情報】

フリガナ	TEL (※必須)	申込先 名鉄観光サービス株式会社 本店
代表者氏名	携帯電話 (※必須)	TEL: 096-354-4351
送付先住所	FAX (※どちらか必須)	FAX: 096-354-4359
研究フォーラム	E-mail (※どちらか必須)	住所 〒860-0803
郵便府県名	スポーツ交流大会参加種目名	熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル7階

【宿泊者記入欄】

参加者情報					種別		宿泊申込（第2希望までご記入ください）								複数のご利用の場合		備考欄
番号	氏名	フリガナ	性別	年齢	本人	同伴	11/20(金) 第1希望	11/20(金) 第2希望	11/21(土) 第1希望	11/21(土) 第2希望	11/22(日) 第1希望	11/22(日) 第2希望	11/23(月) 第1希望	11/23(月) 第2希望	同室希望者	備考欄 (禁煙・喫煙等)	
例1	熊本 太郎	クマモト タロウ	男	32	○				イ-S	I-S						禁煙ルーム希望	
例2	熊本 花子	クマモト ハナコ	女	30		○			イ-S	I-S							
①																	
②																	
③																	
④																	
⑤																	

※請求書は申込用紙毎に作成致します。個々の送付承っておりません。予めご了承ください。

※ご記入後、この用紙は控えとして保管をお願いします。お取消し、ご変更が生じた場合は、この用紙にお取消し、ご変更の箇所を二重線で消すなどしてもう一度FAXにて送信してください。

※人数が5人を超える場合、この申込書をコピーしてご利用をお願いします。

※お部屋タイプについて、複数人でのご利用等のご希望がございましたら、別途弊社担当者へお問合わせ下さいませますようお願い致します。

※お申し込み後、予約確認書をFAXでお送りさせていただきます。万が一お申込み内容に相違がございましたら、お手数ですが弊社までご連絡をお願い致します。

【旅行会社使用欄】